

雫石町監査委員告示 2 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年度において町が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の監査を令和 4 年 5 月 30 日から 6 月 20 日の期間で実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 16 日

雫石町監査委員	小 田	純 治
同	階	研 太

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は令和3年度中に当町が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

1 財政援助団体

- (1) 社会福祉法人のぞみ会 理事長 吉田 健策
子育て支援対策臨時特例事業費補助金
- (2) 玄武温泉組合 組合長 多田 孝吉
玄武温泉揚湯設備改修工事費補助金

2 公の施設の指定管理者

- (1) 「コテージむら管理センター及び雫石体験農園」の指定管理者
NPO法人しずくいし・いきいき暮らしネットワーク 理事長 川口 英敏
- (2) 「網張温泉ありね山荘」の指定管理者
西山牧野農業協同組合 代表理事組合長 松原 久美

第2 監査期間

令和4年5月30日 ～ 令和4年6月20日

第3 監査実施日

事前書類監査 令和4年5月30日（1日間）
本監査 令和4年6月16日、20日（2日間）

第4 監査の着眼点

1 財政援助団体

【所管課】

- ・補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- ・補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

【団体関係】

- ・財政的援助が交付目的に沿って適正に活用され、十分に効果があげられているか。
- ・補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ・補助金等にかかる収支の会計経理は適正か。

2 公の施設の指定管理者

【所管課】

- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・事業報告書の点検は適切に行われているか。

【指定管理者関係】

- ・施設の管理が関係法令や設置目的等に沿って適正に行われているか。
- ・基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- ・施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。

第5 実施した監査手順

令和3年度財政援助団体等監査実施計画に従い、監査対象団体等に関する調書及び出納その他関係諸帳簿の提出を求め、所管課職員から説明を聴取するとともに、指定管理者の担当者から説明を求めるなど、監査基準に準拠し通常必要とされる監査手続きによって監査した。

第6 監査の結果（概要）

当年度の財政援助団体等監査の結果は、別添資料に記載した監査結果のとおりである。

補助金の出納に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるが、補助金交付に係る一連の事務については再度周知徹底をされたい。

公の施設の指定管理者についてもおおむね適正に処理されているものと認められる。ただし、一部不適切な事務処理が見受けられたことから、関係する法令、条例、規則及び要綱等を確認され、適切な事務処理をされるよう指導されたい。また、委任者と受任者が一層の相互連携を図りより円滑な管理運営となるよう、基本協定書及び仕様書に従い適切な施設管理に努められるよう指導されたい。

子育て支援対策臨時特例事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

社会福祉法人のぞみ会 理事長 吉田 健策

2 財政援助の目的

当該補助金は、老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子供を安心して保育することが出来るような体制整備を行うことを目的としており、町内私立保育所が当該整備等を行う場合にその経費に対し補助金を交付するものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
10,114,000 円	令和3年9月10日 (変更) 令和4年1月6日	令和3年9月10日 (変更) 令和4年1月6日	令和4年3月4日

4 監査の結果

当該補助金が適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。補助金を交付した団体からは、当該法人が運営する七ツ森保育園の雨漏りが改善され非常に喜ばれており、安全な保育が出来ているとの声が届いているとのことから、当該財政援助の目的が達成され有効性があつたと認められた。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

令和4年1月6日付事業計画変更承認通知書及び同日付補助金交付決定通知書の指令番号を同じ番号としていた。令和2年3月30日付零政第0203048号副町長通知「予算・契約・会計事務にかかる一部改正等の周知及び事務処理執行の適正化について」によると、事業計画変更承認に係る伺い文書と交付決定に係る伺い文書は別に行うことと記載されている。よって、同一の指令番号により通知することは不適切な事務処理である。

玄武温泉揚湯設備改修工事費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

玄武温泉組合 組合長 多田 孝吉

2 財政援助の目的

当該補助金は、玄武温泉組合が保有する揚湯設備の改修工事に要する費用の一部を補助することで、当該組合に属する各宿泊施設の費用負担を軽減し温泉の安定供給を支援することを目的とするものである。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
1,936,000 円	令和3年11月16日	令和3年11月16日	令和4年4月8日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また事業の目的に沿って活用されたことを確認した。補助金を交付した団体からは、経費の半額を補助されたことにより改修工事を完了出来たこと、またこれにより湯量が安定し、温度も高くなったと報告があったとのことから、当該財政援助の目的が達成され有効性があったと認められた。

【意見】

本改修工事により改善された湯量及び湯温の状況について、記録するよう指導された。

「コテージむら管理センター及び雫石体験農園」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

NPO法人 しずくいし・いきいき暮らしネットワーク 理事長 川口 英敏

2 指定管理施設名

コテージむら管理センター、雫石体験農園

3 指定管理協定締結期間

令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日

4 指定管理による管理の目的

コテージむら管理センター及び雫石体験農園は、農業とのふれあいの場を提供することにより農業への理解を深め、また町民と町外の住民との交流を促進することを目的に設置された施設である。この施設を指定管理させることにより、民間のノウハウを活かしながら一体的に運営させ、さまざまな利用者からのニーズに柔軟に対応してもらうことを目的とするものである。

5 指定管理料（令和3年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
4,700,000円	令和3年4月20日	2,350,000円
	令和3年10月20日	2,350,000円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。体験農園は毎年全区画貸し出され、利用者の細かなニーズにも柔軟に対応しており、指定管理の目的が達成されていることを確認した。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

- (1) コテージむら管理センターの施設利用に係る減免について、現状は指定管理者がその事務の一切を行っていたが、コテージむら管理センター設置条例施行規則第3条によると、使用料の減免及び許可できるのは町長と規定されている。今後も減免に係る事務を指定管理者に一任する場合は、同施行規則を改正して適正な事務を遂行できるよう改められたい。また、交付済みの減免許可書を見ると、どのような理由によって減免を許可したのかが不明瞭であったため、同施行規則別表の区分を記載し、減免理由を明確にするよう事務を改められたい。

(2) 令和3年度の収支によると、3月31日付けで通帳の残金872円を別の口座に振り替えしていた。内容を精査すると、指定管理を始めた当時、委任者から指定管理料を使い切るよう指示があり、使い切れない残金がある場合は別の通帳に振り替えることで年度末残高を0円としてきた、という経緯を指定管理者より確認した。

指定管理者制度のメリットはさまざま存在するが、その一つとして施設管理業務の効率化や合理化が挙げられる。指定管理者が日々の経費削減等でコストを抑え、その結果、年度末に残金がある場合は翌年度に繰り越し、再度同事業において運用すれば問題ないと判断するため、この状況を改善すべく委任者は指定管理者に対し適切な助言をされたい。

(3) コテージむら管理センターの通帳を見ると、4月20日に指定管理料2,350,000円が振り込まれているが、同日付けで1,500,000円が別事業の通帳へ振り替えられていた。内容を精査すると、当該法人が町から受託しているあねっこバス事業の運営が厳しいため、一時的に流用したとのことであった。なお、振り替えられた資金は6月21日に300,000円、8月2日に1,200,000円戻入されている。どんな理由にせよ、指定管理料が別事業に一時でも振り替えられていることは不適切であるため、適切な経理を指導されたい。

(4) 指定管理に関する基本協定書別紙2にある備品等一覧表に基づいて備品の確認をしたところ、経年劣化等により滅失済みの物があることが判明したため、委任者は、指定管理者から報告を受けるなどして適正に管理されたい。

【意見】

上記【注意事項】(3)については、あねっこバス事業の上半期の資金繰りが厳しいため流用が行われていた。指定管理における経理を適正に行うためには、あねっこバス事業の委託料の支払方法について、毎月一定額の支払から第一回目の支払額を増額するなど、支払方法の見直しを検討されたい。

「網張温泉ありね山荘」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

西山牧野農業協同組合 代表理事組合長 松原 久美

2 指定管理施設名

網張温泉ありね山荘

3 指定管理協定締結期間

平成30年4月1日 ～ 令和4年3月31日

4 指定管理による管理の目的

網張温泉ありね山荘は、町民の健康保持及び観光の振興を図るために整備された施設である。この施設を指定管理させることにより、団体が所有する牧場とともに総合的な管理をすることが可能となり、施設の利用者に対し民間のノウハウを取り入れたきめ細やかなサービスを提供してもらうことを目的とするものである。

5 指定管理料（令和3年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
2,500,000円	令和3年7月20日	625,000円
	令和3年10月20日	625,000円
	令和4年1月25日	625,000円
	令和4年4月25日	625,000円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。コロナ禍における利用者の減少に伴い収益も大幅に減少する中、経費削減を行い、これまでの内部留保により事業を継続してきた努力を鑑みると、複数年に渡り継続した運営がなされた結果であり、指定管理の目的が達成されていることを確認した。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

- (1) 網張温泉ありね山荘条例施行規則様式第3号裏面の様式について、現行の利用料金ではない金額が明記されているため、「料金」を「利用料金」に改めるとともに改善されたい。
- (2) 網張温泉ありね山荘の管理に関する基本協定書別紙2(2)の一覧に基づいて備品の確認をしたところ、経年劣化等により滅失済みの物があり、その後指定管理者が購

入した物があった。本来であれば、基本協定書第19条第3項により委任者の費用で調達すべきと考えられるため、今後は指定管理者と備品の状況を共有し必要な措置を取られたい。また、その他の備品についても再度確認され、備品台帳を整備されたい。

- (3) 備品台帳に記載のデジタル防犯監視システム(平成14年に導入)を確認したところ、テレビに映し出される映像が非常に荒く、外部の状況を明確に把握することが出来なかった。外部からの来訪者の確認や不正行為等の監視・抑止のためには、より鮮明な映像を確認できるシステムが必要であると考え、入れ替えを検討されたい。

【意見】

網張温泉ありね山荘条例施行規則第8条による減免について、提出された申請書を見ると、減免を申請する者から毎回提出を求めているため、大量の申請書を保管していることを確認した。内容を精査すると、減免申請する者のほとんどが身体障害者手帳の保持者であるが、毎日利用される方が多く、各個人があらかじめ申請書と手帳をコピーして毎回申請し、指定管理者は許可書を交付していた。同規則に基づく適正な運用であるが、今後、委任者は指定管理者と協議し、利用者の利便性を考慮した方策を検討されたい。